

税
問合先 税務課

固定資産税

■固定資産課税台帳（土地・家屋）の縦覧・閲覧制度

昨年中に土地や建物に異動（売買・贈与・相続・分筆・地目変更・建物の取り壊しなど）があった人は、縦覧・閲覧制度を利用し確認してください。

※詳しくは広報3月号をご覧ください。

■不服審査申出

平成31年度は地方税法に定められた基準年度ではなく、原則として価格が据え置きとなるため、不服審査の申出はできません。地価下落に伴い、価格修正の対象となる土地のみ下落修正に係る事項に限り審査の申出ができます。

受付期間 公示日（4月1日）（予定）以降納税通知書を受け取った日から3カ月以内
申出先

固定資産評価審査委員会
（総合行政委員会内）



■低所得者世帯への固定資産税の減免制度 ※要申請

低所得者世帯に対し、固定資産税・都市計画税の減免制度があります。高齢などで収入が少ない次の対象者が所有する居住用資産のうち、一定要件の範囲で、土地・家屋の税額を2分の1減免します。

対象

- 次の要件をすべて満たす所有者を有する・寡婦・寡夫のいずれか
- 本人および生計を一にする人
- 全員の所得が、市民税均等割非課税限度額以下の所得である
- 本人が居住している資産以外に土地・家屋を所有していない
- 家屋の延べ床面積が120㎡以下

● 土地・家屋の固定資産税（都市計画税含む）の年税額が10万円以下

必要な物 印鑑、固定資産税納税通知書（4月末以降発送予定）
申請 納期限（平成31年度1期分）から申請の場合は5月31日（金）までに税務課へ

※納税が困難な世帯の負担軽減という主旨から、すでに納付済の税額については減免を受けることができません。

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所、寮などがある法人人格のない社団（収益事業を行うものに限り）などが納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業者数により算出する均等割額とがあり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっています。

※赤字決算となり、国税の法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により決定課税の行政処分をすることがあります。



国民年金

問合先 国保年金課

平成31年度の国民年金保険料が「月額16,410円」に改定されました。

学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生に、納付を猶予します。※過去2年分までさかのぼって申請できます。

対象 学校教育法に規定する大学（大学院、短期大学、高等学校）高等専門学校、専門学校、専修学校などに在学する20歳以上で、本人の前年所得が一定額以下（単身の場合118万円など）の学生

※いづれも夜間部・定時制・通信教育課程含む
申請 国保年金課
審査・決定 日本年金機構
■承認を受けた期間は：

- 期間中に障害や死亡など不慮の事態になったときに、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。
- 年金の受給資格期間に算入されず（老齢基礎年金の年金額には反映されません）。

● 期間中の猶予された保険料は、承認を受けた月から10年以内であれば追納（さかのぼって納めること）ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

■申請はお早めに

対象期間 4月分〜来年3月分
必要なもの 個人番号または基礎年金番号が確認できるもの、学生証など学生である証明、印鑑（本人が署名する場合は不要）

※平成31年1月1日現在、市内在住でない場合は、前年所得を証明するもの（課税証明書など）も必要な場合があります。

■前年度承認を受け、今年度も在学中の人の申請

承認には毎年申請が必要ですが、前年度承認を受け4月以降も在学予定であることが確認できた人には、日本年金機構からハガキ形式の「国民年金保険料学生納付特例申請書」を送付しています。引き続き在学中の場合、必要事項を記入し返送すれば、市役所での申請は不要です。

【従来どおりの申請が必要な人】

- 在学中の学校などが変わった
- 前年中は一定額以上の所得があったが、今はない
- 申請書が届かなかつた

※詳しくは問い合わせてください。

後期高齢者医療制度

問合先

●大阪府後期高齢者医療広域連合（☎06・4790・2031）
●国保年金課

健康診査を受けましょう

後期高齢者医療の被保険者に、

歯科医院リストと健康診査を無料
料で受診できる受診券を4月下旬
～5月上旬に送付します。

※年度途中に新たに75歳になる
被保険者には、誕生月の翌月か
ら順次送付します。

■歯科健康診査

受診回数 来年3月31日までに

1回

持ち物 被保険者証

受診場所 指定歯科医院

■健康診査

受診回数 来年3月31日までに

1回

持ち物 受診券、被保険者証

受診場所・申込 指定医療機関

いずれも、次の被保険者は対
象外となります。

●病院や診療所に6カ月以上継
続して入院している

●特別養護老人ホーム、介護老
人保健施設、養護老人ホーム、
障害者支援施設などに入所また

は入居している

※退院や退所など、状況が変わつ
た場合は受診券を発行できませ
るので、問い合わせてください。

●歯科健康診査は、介護予防事
業の口腔ケアなどの歯科保健事
業の対象となる

人間ドック費用の一部助成

後期高齢者医療の被保険者が
人間ドックを受診したときに、
費用の一部を助成します。（年度
中に1回のみ）

助成上限額 26,000円

必要な物 人間ドックの領収書

の写し、検査結果通知書の写し、
被保険者証、振込口座（通帳な
ど）、印鑑

申請 国保年金課

※人間ドックを受診した人は、
申請まで領収書などを大切に保
管してください。



介護保険

平成31年度

65歳以上の介護保険料

問合先 介護保険課

■普通徴収

普通徴収（納付書での納付や
口座振替）で納付している人に、
6月分までの保険料額を記載し
た介護保険料仮決定通知書を送
付しました。

今年3月に介護保険第1号被
保険者の資格を取得した人（昭
和29年3月2日～4月1日生ま
れの人、今年3月に転入した65
歳以上の人）には、平成30年度
分の保険料納入通知書なども送
付していますので、注意してく
ださい。

【コンビニで納付できます】

納付書は、コンビニでの納付
も可能です。納付できる店舗に
ついては、納付書裏面をご覧く
ださい。

【口座振替のご利用を】

毎月25日（金融機関休業日の
場合は翌営業日）に、指定の口
座から保険料を振り替えます。

■特別徴収

特別徴収（年金から徴収）で

納付している人は、4月・6月
に2月の納付保険料額と同額を
徴収します。

新たに特別徴収が開始される
人には、特別徴収開始通知書を送
付しますので、開始月や保険
料額などを確認してください。

■平成31年度の介護保険料は

7月に決定します

平成31年度の確定した保険料
額は、被保険者本人の平成30年
中の合計所得額などをもとに7
月に決定し通知します。



おむつを使用する高齢者に ごみ袋を給付します

対象者に市指定のごみ袋を給
付します。希望する対象者は申
し込んでください。

対象 要支援・要介護の介護認
定を受け、在宅で終日おむつを
使用している人

※生活保護受給者を除く
申込・問合先 介護保険課

高齢者介護用品の

現物支給制度

在宅で常時おむつを使用し
ている高齢者とその家族を支援す
るため、紙おむつを現物支給し
ます。

対象

●要介護2～5である
●在宅で常時紙おむつを使用し
ている

●おむつの使用が必要である
（担当ケアマネまたは主治医が必
要と認める人）

●生計中心者が市府民税均等割
以下の世帯に属している

※生活保護受給者は対象外
給付内容 1人月額6,000
円（要介護2の人は3,000
円）を上限とし、委託業者が毎
月自宅へ配達します。

申込・問合先 地域共生推進課

